

令和2年度鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を図るため、市街化区域等で住宅を取得した若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯に対し、予算の範囲内で鹿嶋市若年世帯定住促進助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年者 取得した住宅の登記原因日(以下「住宅登記日」という。)において、45歳未満である者をいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、便所及び浴室を備え、独立した生活を営むことができるものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住用に供するものを含む。)で、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上のものをいう。
- (3) 若年夫婦 助成金申請日(以下「申請日」という。)において婚姻関係にあり、本人又はその配偶者が若年者である夫婦をいう。
- (4) 子ども 満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者をいう。
- (5) 子育て世帯 住宅登記日において、子どもを持つ世帯をいう。
- (6) 転入者 取得した住宅に転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市の住民基本台帳に記載された日から起算して1年以上前から本市以外の住民基本台帳に記載されていたものをいう。
- (7) 新築住宅 申請者の発注により新たに建築された住宅をいう。ただし、平成29年4月1日以降に建築基準法による検査済証の交付を受けたものに限る。
- (8) 建売住宅 人の居住の用に供したことの無い住宅であって、申請日から遡って1年以内に建築基準法による検査済証の交付を受けているものをいう。
- (9) 中古住宅 新築住宅、建売住宅以外の住宅で、所有権移転の住宅登記日から遡って20年以内に建築された住宅をいう。
- (10) 取得 新築住宅、建売住宅、中古住宅の購入をいう。
- (11) 市街化区域等 本市の市街化区域並びに市街化調整区域内の地区計画又は区域指定内をいう。ただし、都市計画施設内及び地区施設内を除く。
- (12) 市が売却する土地 市からの土地取得に係る登記原因日が平成29年4月1日以降のものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「申請者」という。）は、市街化区域等において住宅登記日が平成29年4月1日以降の住宅に居住し、第6条に規定する鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付決定通知書を受けた日から5年以上継続して居住する若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 若年夫婦の場合は、夫婦両名で申請者になること。
- (2) 同一世帯に市税の未納がないこと。
- (3) 取得した住宅は申請者の名義（共有名義を含む。ただし、申請者及びその世帯員の持分が合計で2分の1以上であるものに限る。）で所有権の保存又は移転の登記を完了していること。
- (4) 取得した住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合していること。
- (5) 取得した住宅において、鹿嶋市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金、鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金及びこの要綱に規定する助成金の交付を受けていないこと。（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、10万円とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとし、助成金の額は35万円を限度とする。

- (1) 転入者である場合 15万円
- (2) 子育て世帯の場合 住宅登記日において子ども1人当たり5万円
- (3) 対象住宅が新築住宅又は建売住宅の場合 10万円
- (4) 市が売却する土地での新築住宅又は建売住宅の場合 10万円
- (5) 鹿嶋市空家バンク制度の利用による住宅の購入の場合 10万円
(交付申請)

第5条 申請者は、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和2年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 建築基準法による検査済証の写し
- (5) 都市計画法による開発行為の検査済証又は建築許可書の写し（市街化調整区域の場合に限る。）
- (6) 居住用面積を確認できる書類の写し（併用住宅の場合に限る。）
- (7) 転入者であることを証明する書類（転入者の場合に限る。）
- (8) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (9) 建物現況写真

(10) 土地登記簿の全部事項証明書の写し（市が売却した土地の場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、適法に同項第3号、第4号及び第5号の手続が不要であったものについては、当該書類の提出を要しない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の可否を決定し、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(報告義務)

第8条 交付決定者は、その交付決定の通知を受けた以後に第3条の規定による助成対象者の要件である「5年以上の居住」を満たさなくなった場合は、助成対象住宅から転居する報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票

(2) 建物登記簿の全部事項証明書の写し

(3) 建物現況写真

(助成金の取消及び返還)

第9条 市長は、前条の規定の該当となったとき、虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき、又は第3条に規定する交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は割合の助成金の返還を請求するものとする。

(1) 決定通知後1年未満に転出したとき 全額

(2) 決定通知後1年以上2年未満に転出したとき 5分の4

(3) 決定通知後2年以上3年未満に転出したとき 5分の3

(4) 決定通知後3年以上4年未満に転出したとき 5分の2

(5) 決定通知後4年以上5年未満に転出したとき 5分の1

(6) 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき 全額

(7) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき 当該要件を満たさなくなったときに応じて、第1号から第5号までの規定を準用する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 下

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日 年 月 日（歳）

フリガナ
氏名

印

生年月日 年 月 日（歳）

電話番号

鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付申請書

鹿嶋市若年世帯定住促進助成金を受けたいので、令和2年度鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

| | | | | | |
|--|---|-------|-----------------|-------|-------|
| 住宅の所在地 | 鹿嶋市 | | | | |
| 住宅の所有関係 | <input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義 持分 分の 氏名 持分 分の 氏名 | | | | |
| 取得区分 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入 | | | | |
| 住宅の種類 | <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 | | | | |
| 住宅の床面積 | m ² （併用住宅の場合は居住部分の面積 m ² ） | | | | |
| 住宅の階数 | <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て | | | | |
| 住宅の設備等 | <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 | | | | |
| 登記原因の日付 | 年 月 日 | | | | |
| 転居届出日 | 申請者 | 年 月 日 | 配偶者 | 年 月 日 | |
| 振込先 | 金融機関名 | | 支店名 | 口座種別 | 普通・当座 |
| | 口座番号 | | (フリガナ) 口座名義人 | | |
| 確認同意欄 私は、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金の交付に必要な事項として、補助金申請に必要な範囲で、私及び私の世帯員に関する市税等の納付状況、住民登録について、当該事業の所管課職員が確認することに同意します。 また、令和2年度鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱第8条の規定に該当となった場合は速やかに同条に基づく報告を行うとともに、同要綱第9条による助成金の返還をします。 | | | | | |
| 申請者氏名(自署) | | | | | 印 |
| 申請者氏名(自署) | | | | | 印 |

※添付書類は裏面参照

裏面

※ 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) 建築確認済証の写し
- (4) 建築基準法による検査済証の写し
- (5) 開発行為の検査済証又は建築許可書の写し（市街化調整区域の場合に限る。）
- (6) 居住用面積を確認できる書類の写し（併用住宅の場合に限る。）
- (7) 転入者であることを証明する書類（転入者の場合に限る。）
- (8) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (9) 建物現況写真
- (10) 土地登記簿の全部事項証明書の写し（市が売却した土地の場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

※市税等の納付状況の情報提供に同意しない場合は、納税証明書（市税に未納がないこと。）を添付してください。

第 号
年 月 日

様
様

鹿嶋市長 印

鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市若年世帯定住促進助成金については、令和2年度鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

| 交付の決定 | 交付決定 ・ 却下 |
|-----------------|--|
| 交付決定金額 | 円 |
| 却下理由 (却下の場合) | |
| 附帯条件 | (1) 交付決定者は、その交付決定以後に本要綱第3条の規定による助成対象者の要件である「5年以上の居住」を満たさなくなった場合は、助成対象住宅から転居する報告書を必要書類を添えて市長に提出すること。 (2) (1)に該当するとき、虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき又は交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、本要綱第9条に基づき、助成金の全部又は一部を返還すること。 |

年 月 日

鹿嶋市長 様

住所
氏名 印
氏名 印
電話番号

鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿嶋市若年世帯定住促進助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

| | | | | | |
|-------|-------------|------|-----|-----|----|
| 金融機関名 | 銀行・金庫・組合（ ） | | 支店名 | 本店・ | 支店 |
| 口座種別 | 当座・普通 | 口座番号 | | | |
| | (フリガナ) | | | | |
| 口座名義人 | | | | | |

年 月 日

鹿嶋市長 様

住所
氏名 印
電話番号
住所
氏名 印
電話番号

助成対象住宅から転居する報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付対象住宅から転居することとなったため、令和2年度鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 転居先
- 3 転居理由

※添付書類

- ・世帯全員の住民票
- ・建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ・建物現況写真